

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算の算定に関する施設基準について

地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供いたします。

これにより、以下に定められた診療報酬を、所定額に加算いたします。

**訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円/月**

上記加算に関する施設基準について、医療法人良秀会の訪問看護ステーションにおける体制をご報告いたします。なお、資格情報の提供は、ご利用者様またはその代理人の同意に基づいて行われます。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担、医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求（＝オンライン請求）を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（＝マイナンバーカードでの被保険者、被扶養者等の資格に係る情報の照会）を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。  
具体的には次に掲げる事項を掲示していること。
  - ア 看護師が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより、取得した診療情報等を活用して、訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること
  - イ マイナンバー保険証の利用を推進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいる訪問看護ステーションであること
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

医療 DX による質の高い医療の提供に、ご理解、ご協力をお願いいたします。

2025年7月1日  
医療法人 良秀会  
訪問看護ステーション 華  
(岸和田本部/堺・高石出張所)